

2015年5月28日、法学部の卒業生で現・国際連合女性差別撤廃委員会委員長である林陽子弁護士による公開講演会が開催されました。

〈開催報告〉

林陽子弁護士公開講演会

女性差別撤廃条約批准30年 — 国際社会に対する日本の約束 —

法務教育研究センター助手 まつおか 松岡 さちこ 佐知子

2015年5月28日(木)13時より、小野記念講堂において、林陽子先生に、「女性差別撤廃条約批准30年—国際社会に対する日本の約束—」との題でご講演いただきました。

今回の講演会は、文部科学省の加算プログラムで高い評価を得た当研究科の「女性法曹輩出促進プロジェクト」(FLP)の一環として、当研究科と本学男女共同参画推進室との共同で開催されました。会場には、当研究科の在学生だけではなく学部学生等も数多く詰めかけており、大変な盛況となりました。

最初に、日本における女性法曹の歴史や、女性差別撤廃条約の内容、委員会における具体的な業務内容等をお話いただきました。早稲田出身の女性法律家のお名前も多数ご紹介いただき、第一線で活躍中の先輩方が大勢いらっしゃることを、改めて知ることができました。

続いて、女性差別撤廃条約と日本との関係について、今までの歩みとこれからの課題をお話いただきました。以下、詳細をご紹介します。

まず、女性差別撤廃条約が日本法に与えた一番大きな影響は、女性に対する暴力が人権侵害であり、国が取り組むべき課題であると認識させたことであるとのことでした。

2009年の国際連合女性差別撤廃委員会による勧告で、日本には2つの最重要課題が提示されたとのこと。1つは、民法の差別的規定の改正(選択的夫婦別姓の導入、再婚禁止期間の廃止、婚姻年齢引き上げ、婚外子差別の撤廃)であり、もう1つは意思決定における女性の参画拡大です。しかし、その勧告にもかかわらず、日本政府は、最高裁判所の違憲判断を受けて婚外子差別の一部について対応したのみで、政府としての積極的な取り組みが見られない状況だそうです。

さらに、世界におけるジェンダー平等の潮流のご紹介と、そこから日本が遅れていることのご指摘もありました。

これからは、男性も女性もジェンダーの問題を正面に据えて議論をすること、法学教育の中でジェンダーの問題を扱うこと、それを理解する法曹が育つことが大変重要である、との林先生のお言葉に深く共感しました。

最後に、委員会メンバーの写真や、訪問先でのスナップなどをスライドでご紹介いただき、林先生が、ご多忙の中でもいきいきと活躍されている様子がよく伝わってきました。

質疑応答の際には、学部の1年生から当研究科の学生まで、男女問わず多くの学生から質問が活発に飛び出しました。聴衆の皆さんが、立場を超えて大いに刺激を受け、この問題についてより一層の関心を持たれたことと思います。

今回、世界の最前線で活躍される先生の貴重なお話を伺って、私自身、法曹として何をしたいのか、何ができるのか等、目標を問い直す機会を持つことができました。また、国際的な視野、多角的な視点を持つことの重要性を、改めて認識することができました。

~~~~~

### 林陽子弁護士の主なご経歴

1983年弁護士登録。公益社団法人自由人権協会事務局、女性法律家協会副会長、内閣府男女共同参画会議「女性に対する暴力専門調査会」委員等を歴任。本学法務研究科客員教授(2004年-2009年)。2008年より国際連合女性差別撤廃委員会委員、2015年2月、同委員会委員長就任。



## 専任教員コラム

大学院法務研究科教員に、学問に限らず、最近の話題や感じたことなど、自由なテーマでお書きいただきます。



うえの たつひろ  
上野 達弘 教授

**主な研究テーマ：**著作権法における権利間調整

**主な経歴・在外研究：**マックスプランク知的財産研究所(ミュンヘン)、著作権法学会理事、工業所有権法学会理事、法とコンピュータ学会理事、文化審議会著作権分科会専門委員

**主な著書・論文等：**『著作権法入門』(有斐閣、共著)、『特許法入門』(有斐閣、共著)、『出版をめぐる法的課題』(日本評論社、共編)、『年報知的財産法2014』(日本評論社、共編)ほか

**担当科目：**著作権法・知的財産法特別演習・著作権等紛争処理法(法務研究科)、知的財産権法研究(法学研究科)、知的財産法(法学部)ほか

## プラモデル

「またやってしまった……」。

学者をやっていると、複数の原稿を抱え、そのいくつかはメ切を超過し、ときには大幅な遅滞に陥っている、そんな事態は珍しくない。恐ろしいのは、そんな渦中にありながら、新たな執筆依頼が来ると、つい引き受けてしまうことである。その結果、当然のことながら、多重的な債務不履行状態に陥る。昨今のギリシアではないが、いわばデフォルトである。

しかし不思議なことに、そのような窮地に喘ぐ学者に接しても、悲壮感が感じられないことが多い。「いやあ、メ切とっくに過ぎているのに、一文字も書けてない」などとボヤいている姿は、どことなく楽しそうにさえ見えるかも知れない。それは、本人がギリシア人に似たメンタリティだからではなく、また、出版社や編集者を困らせて楽しんでいるわけではもちろんなく、やはり自分の“作品”を書いて発表するのが好きだからだろう。

昼夜を問わず、また曜日にかかわらず原稿執筆に勤しむ学者は多い。私も、(その是非はともかく)8号館に最も長時間暮らしている一人である。「え？ 今から研究室に戻るんですか？」とか「日曜の朝8時から研究室にいるんですか？」と驚かれることも少なくない。私はそのようなとき、「まあそれは深夜に帰宅したサラリーマンが、難解なプラモデルを組み立てたり、模型を塗装したりしているのと同じですよ」などと説明している。好きなことであり、しかも成果を他人から評価されとなれば疲れなし、むしろ「明日は朝早いから今夜はもう寝なければ」とか、「明日は休日だからやっと続きを作れるなあ」などと思うものである。

ただ、好きなことであれば無条件に楽しいかというとそうでもない。こんな話がある。映画の世界がたまらなく好きで、とにかく映画に関わる仕事がしたいと考えてスタッフの一人になったものの、撮影

はいつも深夜に及び、27時(午前3時)になっても、「撮り直し！」という監督の声が響く。まだ帰れないのかと落胆すると共に、この時間になっても疲れの色を見せない監督の気力と体力が信じられない。そう思った本人が数十年後に監督になったとき、27時になっても「撮り直し！」と叫んでいたというのだ。

つまり、仕事の内容が好きなことや、成果を他人から評価されることも重要だが、やるかどうかを自分が決定できるかどうかということもかなり大きいのだ。大好きなプラモデル作りも、人にやらされるなら楽しめないはずだし、逆に、人にやらされたら苦役に他ならない肉体労働も、自分でやると決めたボランティア活動なら苦痛でない。どんな仕事であれ、それを人生の一部として楽しむためには、主体的な自己決定が重要なのだろう。

学者というのは、原稿執筆や講演など、やるかどうか自分で決定できることの多い仕事だ。ただ、自分で決定できるために、つい無計画かつ無責任に仕事を引き受けてしまいがちである。かくいう私も、複数の未完成原稿に頭を抱え、かといって適当なところで脱稿することもできないままデフォルト寸前であるにもかかわらず、新たに興味ある依頼が来ると、どう考えても無理だと承知しながら、つい引き受けてしまうことが少なくない。これではだめだ。今後は限られたリソースをわきまえて、きちんと仕事をコントロールしなければ、と自分に言い聞かせたはずの矢先、本コラムの執筆依頼メールが届いた。海外出張中を口実に返事を先延ばしにしていたが、帰国翌日に執筆依頼書を手に待つK女史の笑顔に引き受けてしまった後、私の口から出たのが冒頭の言葉である。

「またこんなプラモデル買ってきたの!? まだ完成してない模型が3つもあるじゃないの!」と叱られる子供…そんな心境である。誰か助けて!

## 「裁判官と語る夕べ」開催報告

法務教育研究センター助手 おじま しゅういち 小島 秀一

本年5月8日、文部科学省の加算プログラムでも高い評価を得ました本学法務研究科の「任官支援プログラム」の一環として、当研究科を修了後、東京地方裁判所にて裁判官としてご活躍されている内村祥子裁判官（2012年修了、任官2年目）をお招きし、在学生に向けて、「裁判官の仕事～若手裁判官から見た裁判所～」と題したご講演をいただきました。

ご講演内容は、紙幅の関係で概要のみのご紹介となりますが、東京地裁民事部の構成の説明から始まり、裁判官になって3年未満の裁判官である新任判事補（通称「しんぽ」）の仕事、例えば、合議事件における訴状審査・期日の準備（期日メモ・合議メモ・文献調査）・判決起案等について、また、裁判官の1日のスケジュールや、裁判官になろうと考えた契機、司法修習などについて、実際のエピソードを交えながら、極めて具体的なお話をいただきました。実際に裁判官として職務を行わなければ分からない楽しさや悩み、乗り越えるべき壁などについて、在学生に近い目線で身近にお話しいただき、会

場は、任官を志望する学生達の熱気ある雰囲気になりました。

その後に催された懇親会には、甲斐克則法務研究科長の他、更に3人の裁判官の方々もご出席いただき、講演を聞いた学生達も、そのほとんどが参加していました。学生からは、「職場環境も予想以上に風通しが良いことが分かりました。裁判官という職業に更に憧れを持ちました。」などの感想もあり、実感を持って裁判官を目指す一つの契機になったのではないかと思います。夜遅い時間まで多くの学生たちが懇親会に残り、内村裁判官を始めとする現役裁判官に熱心に質問をしている姿がとても印象的でした。



## 法務研究科承認学生研究活動団体 活動報告 ～ Law & Practice ～

Law & Practice 10期編集長  
いなむら ひろと 稲村 有人  
大学院法務研究科2年

こんにちは。早稲田大学大学院法務研究科承認団体、Law & Practiceです。

私どもは、「実務と理論の架け橋」を理念にローレビュー（法務研究科紀要）である『Law & Practice』の編集・発刊作業を主な活動として行っている団体です。

学生が紀要を編集すると聞くと不思議に思われる方も多いのですが、ロースクール制度の故郷であるアメリカはほとんどの大学院に学生が編集するローレビューが存在しています。私どもの団体も、このようなアメリカの事例にならい本研究科の1期・2期生の先輩方により設立されました。現在、日本の各



法科大学院も学生が編集に参加するローレビューの発刊に取り組んでおりますが、法務研究科の学生のみでローレビューを編集するのは早稲田大学のみで行われている特徴的な取り組みです。

現在、Law & Practiceには、法務研究科の1・2年生を中心に15名が参加しております。主な活動としては、年度末に発刊する『Law & Practice』の編集作業（執筆者への依頼、投稿論文の査読、掲載論文の裏取り・校正など）や、『Law & Practice』へ掲載する座談会・講演会などの運営を行っております。

その他、弁護士事務所への訪問や学内でのセミナー開催など編集委員として査読に必要な知見の拡大にも努めています。最近では、ニュースで話題となることの多い憲法の諸問題について「憲法カフェ」というイベントを共催し、議論を深めました。

その他、数は少ないですが編集作業の傍ら自ら論文の執筆を行うメンバーも在籍しております。

弊誌『Law & Practice』は2007年の発刊以来、1年につき1号を発刊しており、本年は第9号が発刊されます。また、現在は記念すべき10号の発刊に向けて編集作業を行っております。

もしこちらの記事をご覧いただき、掲載したい論文などをお持ちの方がいらっしゃいましたら、ぜひともLaw & Practice([info@lawandpractice.jp](mailto:info@lawandpractice.jp))または編集長稲村([hiroto.inamura@fuji.waseda.jp](mailto:hiroto.inamura@fuji.waseda.jp))までご連絡いただければ幸いです。

## ■稲門法曹奨学金 奨学生の声

稲門法曹奨学金は、将来本学が誇れる法曹として社会で活躍できる優秀な人材の育成を目的とし、稲門法曹の皆様からの毎年の寄付金で運営されている奨学金です。

今回、実際に給付を受けた奨学生から稲門法曹会の皆様へ、感謝の声をお届けいたします。



大学院法務研究科3年  
わたなべ まさと  
渡邊 聖人

稲門法曹奨学金を支えてくださっている稲門法曹の皆様、このような奨学金を設立、維持してくださり、御礼申し上げます。

私は、この奨学金を学費に使わせていただきました。

私は将来、行政法務、労働法務を中心に弁護士として仕事をしたい、その後は労働分野の紛争解決に資する法整備を行う仕事につきたいと思っています。紛争の絶えない種々の労働事件の根本的解決のためには立法も含めた法制度自体の改革が必要であると考えたからです。そのため、私は本研究科で、行政法、労働法、法整備に関する学修を中心に行っております。もちろん、これらの分野だけでなく、他の法制度に関する知見も積極的に学修、研究しており、これからも続けていく所存です。

稲門法曹の奨学生に選ばれた者として、2年次は学修に努め、本研究科内では上位の成績をおさめることができました。このような成績をおさめることができたのも、稲門法曹奨学金を運営していただいている寄付者の方々のおかげだと思っています。しかし、これに慢心することなく、本年度も奨学生としての自覚を持ち、学修、研究に励んでいきたいと思っています。

これからも、稲門法曹奨学生として、恥ずかしくない行動をとり、学生の模範となるよう努めていきたいと思っています。稲門法曹の皆様には、ここに今一度感謝を申し上げます。

本奨学金を継続するためには、さらに皆様からの募金のご協力を仰がなければなりません。

何とぞ奨学金募金の趣旨をご理解いただき、温かなご支援とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

### 【お問い合わせ】

早稲田大学大学院法務研究科

Tel : 03-5286-1678 Fax : 03-5286-1720

稲門法曹奨学金へのご支援のお申込み方法につきましては、下記 Web サイトでもご参照いただけます。

<http://www.waseda.jp/flaw/gwls/alumini/support/>

## ■就職情報交換会

### 司法試験慰労・激励 懇親会開催報告

早稲田ロースクール稲門会 理事 井口 浩輔

去る5月30日、早稲田大学8号館にて、早稲田ロースクール稲門会主催（大学院法務研究科キャリア支援室共催）の就職情報交換会が開催されました。8回目となる本年は、約120名が参加する中、法曹三者をはじめ、企業法務部や官公庁で活躍する総勢9名のOBOGが登壇し、就職活動の経験談・アドバイスや現在の仕事内容について、講演をされました。参加者からは、「就職活動について具体的なイメージをもつことができ、やらなければならないことが明確化した」、「様々な職種の話を知ることができ、選択肢が広がった」といった声が多く寄せられ、参加者が就職活動や進路選択をする上で、大変意義のある企画になったと考えております。

また、同日の夕刻には、リーガロイヤルホテル東京において、同月に実施された司法試験の受験生を対象に、毎年恒例の司法試験慰労・激励懇親会を開催しました。

本年の参加人数は約100名で、松村和徳教務主任をはじめ多くのご在職の先生方、昨年度ご退職された先生方、アカデミック・アドバイザー、早稲田ロースクールOBOGにもご参加頂き、盛会のうちに終わりました。

本企画は、受験を終えた法務研究科修了生が一堂に会することのできるイベントとして開催されるものであり、司法試験での奮闘を労うと同時に、修了生にとっては多彩な進路に向けて歩みをはじめの最初の大きな節目となります。

来年もより多くの方にご参加頂ければと思います。

ご参加、ご協力頂いた皆様には心より感謝申し上げますとともに、このような企画を継続していくためにも、OBOGの皆様におかれましては、より一層のお力添えを宜しくお願い致します。



OBOGの話に熱心に耳を傾ける参加者たち（就職情報交換会）

2015年8月31日 発行

編集・発行 早稲田大学法務教育研究センター

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1

Tel : 03-3208-9592 / Fax : 03-3208-9604

Email : law-school-cpler@list.waseda.jp

<http://www.waseda.jp/flaw/cpler/>